

暫定指導医関連

Q1-1 年次学術集会での筆頭演者の発表は10年以内のものになるのでしょうか？それとも期間制限はなく、過去に一度でも発表していれば良いのでしょうか？

回答：過去10年間となります。

Q2-1 過去10年間とは？

Q2-2 2025年の申請にあたり、暫定指導医条件にある学会参加については2025年秋に開催される分を含む事は出来ますでしょうか？

回答：2025年度暫定指導医募集における業績、症例等の対象10年間は、2015年4月1日～2025年3月31日となります。よって、2025年の総会での発表は2026年度の暫定指導医募集の対象となります。

会員歴は会費納入期間により算出します。

Q3 肺癌認定医制度の「暫定指導医」の要件につきましては、本年度限りでしょうか？もしくは今後も同じ要件が継続される予定でしょうか？

回答：今後5年間で計5回（要するに毎年）募集を予定しております。

Q&A

Q4 指導医条件であります学会参加や発表については、今年秋に開催されます分も加味されるのでしょうか？

回答：今年秋に開催される分は今回の申請には加味されません。来年度以降の申請にて、ご検討ください。

Q5 今後、認定医からさらにうえの指導医を作るつもりはあるのでしょうか？

回答：認定医の上位資格として認定指導責任者（指導医）を設けております。

詳細は追って発表いたします。

Q6 暫定指導医に認定された場合には認定医の試験を受ける必要はあるのでしょうか？ 暫定指導医を取れば書類審査+試験で肺癌認定医の上位資格がもらえるという理解でよろしいのでしょうか？

回答：暫定指導医の任期期間中に認定医の資格を取得された場合は、「認定医指導責任者」の資格を取得できます。詳細は追って発表いたします。

Q7 今後5年間で5回の募集とありますが、来年認定医を受けて合格した場合は暫定指導医取得するメリットはあるのですか？

Q&A

回答：暫定指導医は、将来的に認定医指導責任者（指導医）を輩出するために設けられた一時的な資格ですが、暫定指導医の在籍は認定医を輩出するための認定施設に必須の要件となります。後輩または同僚の先生方のキャリアパスのために、是非取得をご検討ください。

Q8 胸部悪性腫瘍診療における実績についてですが、現病院では指導する立場であり、入院した際に主治医としての診療はしていません。当科に入院した症例が 50 以上であればいいのか、それとも例えば外来初診で肺がんの症例がきた場合に気管支鏡などを予定しますが、外来でも治療方針をしっかりとてた症例が 50 例あればいいのでしょうか？

回答：施設としての症例ではなく、主治医、または指導医として何らかの形で診断や治療、治療計画に参画した症例を 50 例として算出して頂きますようお願いいたします。

Q9 近年の多くの論文での記載は発行年月日ではなく”Accepted for publication Jul 23, 2021.”の様に accept 日の記載がされているまでの物が多いと思いますが構いませんか。

回答：accept 日で問題ありません。

Q&A

Q10 発表症例が肺癌でなくても要件を満たすことになるでしょうか？または内容が肺癌の発表に限定されているでしょうか？

回答：支部会では呼吸器学会等との合同開催の場合がありますが、肺腫瘍の診断、治療に関わる発表であれば問題ありません。

Q11 地方会でも発表させていただいていますが中四国支部では夏季が肺がん、呼吸器学会合同で冬季が呼吸器学会、呼吸器内視鏡学会合同となっています。冬季の呼吸器学会地方会で肺がんに関する発表をしている場合は学会発表の一つとして考えてよいでしょうか。

回答：支部会では呼吸器学会等との合同開催の場合がありますが、肺腫瘍の診断、治療に関わる発表であれば問題ありません。

Q11-1 肺癌以外の、胸腺腫、胸腺癌、胸膜中皮腫を記載して良いのかどうか教えてください。

Q11-2 申請資格Ⅱの4)「胸部悪性腫瘍診療における実績」について、外科医の場合、「50症例の肺癌診療実績」と記載されておりますが、この「50症例」は胸部悪性腫瘍の手術症例を含むものでよろしいでしょうか。それとも、肺癌に限定された症例である必要がございますでしょうか。

Q&A

Q11-3 転移性肺癌・転移性肺腫瘍もこの中に含まれると考えてよいのでしょうか。

回答：肺癌以外の胸腺癌、胸膜中皮腫、胸壁悪性腫瘍などの胸部悪性腫瘍も症例としてお認めいたします。また、手術例に限定し転移性肺腫瘍も症例としてお認めしますが、肺原発性腫瘍より数が多くならないようにしてください。

Q12 診療実績の登録なのですが、日付に関する項目は様式3には治療開始日のみになっています。近年予後が改善し治療期間が伸びている症例も多くなっているのですが、そうすると治療開始日は7～8年前の症例もあります。診療実績としては過去5年間となっており、実際その期間中に診療しているものの治療開始日の記載は5年以上前になり、様式3の記載では過去5年以内に診療しているのかわからなくなってしまう症例もあるのですが、構いませんでしょうか。

回答：診断から治療開始に至るところでの様々な判断も重要な実績と考えておりますので、原則対象期間内における治療開始症例を対象と考えております。

診療実績は自分が主治医では無くても、指導的立場で何らかの形で治療方針決定に関与した症例も対象と出来ますので、治療開始日が5年以内の症例を対象として頂く様にお願いいたします。

Q&A

Q13 様式3の記載について、『対象期間に実施した診療項目』は主なものを一つ記載する形でしょうか。それとも行ったものの全てでしょうか。

回答：主なもの1つの記載をお願いします

Q14 様式3の診療実績証明証に関して、異動により手術実施施設が複数に跨っている場合、責任者として誰の署名が必要になるのでしょうか？

回答：診療実績証明書の責任者署名は当該症例を受け持った病院の指導的立場にある医師の署名が望ましいです。すなわち、症例が複数施設に跨がる場合には、それぞれの施設の指導者の署名があることが望ましいと考えています。この場合にはそれぞれ署名が必要ですので、2枚の提出をお願いいたします。

但し、申請時に勤務している病院の指導的立場にある医師が他病院の症例についても確認のうえ、責任を持って署名捺印を承諾されるのであればお認めいたします。この場合には1枚にまとめて頂いて結構です。

Q15 組織学的診断が得られておらず臨床的に肺癌と判断し放射線治療を行っている症例があるのですが治療実績として認められますでしょうか？

回答：臨床的に肺癌と診断された根拠が明確で、他の診断法、治療について、複数の医師、特に多職種によるカンファレンス等でメリットデメリットを慎重

Q&A

に検討されたうえで放射線治療がなされた場合においては、治療実績として認めます。

Q16-1 内科・外科の両方で暫定指導医の申請を行うことは可能でしょうか？

またその際の具体的な方法（重複する申請書があると思われますがそれぞれに
対し必要かなど）についてご教授よろしく願いいたします。

回答：暫定指導医がひとりでも施設に常勤していれば、認定施設要件の1つを
満たすことが出来ます。暫定指導医は分野（内科、外科、放射線診断、放射線
治療、病理）に関係なく認定医申請における指導的立場になることができます
ので、内科と外科、両方を取得する必要はありません。どちらか取得しやすい
方で申請頂くようお願いいたします。

Q17 診療実績は、内科症例(薬物治療や放射線治療)と外科症例(手術)のどち
らかで50例か、もしくは内科症例と外科症例とあわせて50例でもよいのか、
教えてください。

回答：症例実績50例は各診療科における診療又は指導の実績担保のため、と
考えております。内科なら内科症例、外科なら外科症例どちらかで50例の実
績をご登録ください。

Q&A

Q18-1 期間内で別の医師より治療を引き継いだ症例はカウントできますか？

回答：診療実績については原則として、治療の選択、決定に関わったことを重要視することとしております。よって、治療引き継ぎの場合にはカウントできない形とさせて頂いています。ご理解頂けますようお願いいたします。

（その他の症例カウントについては以下 Q18-2 もご参照ください）

Q18-2 同一症例で異なる治療を実施されている場合（時期は異なる）、複数の症例として申請することは可能なのでしょうか？

異なる治療（例：一次治療の Chemo/IO と二次治療ドセタキセル）を実施した場合は、複数としてカウントして頂いても大丈夫です。また、診療実績は自分が主治医では無くても、指導的立場で何らかの形で治療方針決定に関与した症例も対象と出来ます。

ただし、治療開始日時が対象期間内に収まるようにしてください。

Q19 暫定指導医取得を検討しておりますが現在、大学病院から離れ、クリニック勤務となっております。所属施設での暫定指導医申請の縛りはございますでしょうか。

Q&A

回答：所属施設における指導医申請の縛りはありません。暫定指導医申請の要件を満たすようであれば是非申請をご検討ください。

Q20 “年次学術集会での筆頭演者”はシンポジウムやワークショップの演者は対象となりますでしょうか。

回答：対象となります。

Q21-1 当院の教育認定施設の認定に向けて暫定指導医の取得を考えておりますが申請資格Ⅱの③の【③本法人年次学術集会または支部会で3回以上発表していること（筆頭演者又は共同演者。ただし、年次学術集会での筆頭演者を1回以上含むこと）】における、年次学術集会での筆頭演者の条件を満たすことが、自身が卒後20年目で指導的な立場として学会発表が共同演者が主となってることから、難しく困っております。例えばですが2021年の年次学術集会で共同演者として指導を行い発表した研究を2024年に自身がfirst author、corresponding authorとして英文誌に発表しておりますが、そのような指導的立場の共同演者としての発表を筆頭演者の代替として用いることはできないでしょうか。

Q21-2 今回応募が始まった肺がん認定医制度の発足に伴う暫定指導医について

Q&A

てです。認定の要件の1つに「年次学術集会での筆頭演者が1回以上」とあると思いますが、これは日本臨床腫瘍学会など、他の肺癌関連の学会で代用はできないのですか？基幹病院で主任科長のような立場だと、自分是指導的立場に回り、通常の発表はだいたい若い先生が筆頭演者です。

Q21-3 暫定指導医資格を申請したいと思っている者です。私は申請資格 II に相当しまして調べたところ、診療実績や論文、学術集会の共同演者などは 50 単位を満たしていますが、学術集会の筆頭演者は 2014 年が最終でした。筆頭論文につきましては 2017 年の肺癌学会の優秀論文賞を受賞いたしました。2015 年 4 月 1 日以降、ということなので申請資格に外れますが、もし条件を緩和して頂ける余地があれば暫定指導医の申請を行いたいと思っています。ご面倒をおかけしますが、ご検討をよろしくお願いいたします。

Q21-4

WCLC や臨床腫瘍学会総会では筆頭演者として研究結果を発表しておりますが、たまたま肺癌学会の年次集会では発表がありませんでした。年次学術集会での筆頭演者を 1 回以上含むについてですが、世界肺癌学会の筆頭演者でも問題ないでしょうか。

Q&A

Q21-5 “年次学術集会での筆頭演者が1回以上”とあると思いますが、これは日本臨床腫瘍学会など、他の肺癌関連の学会で代用はできないでしょうか？

回答

ご質問の件に関して、委員会内で検討いたしましたが、本年度の暫定指導医の募集は現状のままで行うことになりました。

③本法人年次学術集会または支部会で3回以上発表していること（筆頭演者又は共同演者。ただし、年次学術集会での筆頭演者を1回以上含むこと）

ただし、本年度の暫定指導医認定状況、認定施設の認定状況を勘案して、来年度（2026年度）の募集において再検討させて頂く予定です。

ご希望に添う形にならず申し訳ありません。

貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

Q22 暫定指導医の申請が開始されておりますが、こちら、各施設の人数制限はございますでしょうか？それとも資格に適格し、希望する医師は何人でも申請が可能でしょうか？

回答：申請資格に適合していれば、何人でも申請可能です。

Q&A

Q23 外科の場合、術者/指導的助手の記載欄がありますが、「指導的助手」ではなく、「助手」は、症例として申請してもよろしいでしょうか？

回答：問題ありません。

Q24 胸部悪性腫瘍に関する論文 1 編とありますが、申請単位集計表を見ますと、発表、論文とも筆頭、共同とも記載がありました。発表業績に関しては、「筆頭演者又は共同演者。ただし、年次学術集会での筆頭演者を 1 回含む」との記載がありましたが、論文については指定がなく、筆頭ではなく共同著者でも基準の 1 編とすることが可能なのがわからなかったため質問させて頂きました。

回答：論文に関しては“筆頭著者または英語論文の共著者を最低 1 編以上発表していること”としています。すなわち、和文論文であれば筆頭著者のみ、英語論文であれば、筆頭著者または共著者いずれも可能です。

Q25 暫定指導医を申請する評議員資格とは評議員に立候補する業績を満たしていても、評議員に立候補した履歴がないと得られないのでしょうか？

回答：その通りです。評議員資格を有していない先生方は申請 II での申請をご検討ください。

Q&A

Q26 現在、留学中ですが、所属はどう記載すればよろしいでしょうか？

前職でしょうか？

回答： 所属は現在の職場（留学先）で問題ございません。何か不都合があり

そうであれば、前職でもかまいません。

Q&A

認定施設関連

Q1 認定施設になるために J-CURE などの試験に参加する要件がありました
が、これは遡って 5 年などになるのでしょうか？

回答：産学共同事業に関しては、5 年より前でも許容し、期間を問いません。

Q2 認定施設は暫定指導医が非常勤で在籍している場合にも申請できますで
しょうか？

回答：常勤に限ります。

Q3 要件として、肺癌合同登録、NCD あるいは産学共同事業への登録が記載
されていますが、どれか一つ満たしていればよいのでしょうか？

回答：NCD 登録のみ指定数登録していれば要件を満たします。

Q&A

認定医関連

Q1 2026 年の認定医の試験を受ける場合、過去 5 年間の業績とは具体的にいつからいつまでの業績となりますでしょうか？

回答：2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとなる予定です。

Q2 呼吸器外科認定医でも申請はできますでしょうか？

来年呼吸器外科専門医になる予定ですので、来年まで申請は待つ必要がございますでしょうか。

回答：呼吸器外科認定医では申請できませんが、呼吸器外科専門医試験を受験するためには外科専門医である必要がありますので、外科専門医であれば OK です。

Q&A

その他

Q1 PDF は1項目に1つのみのアップロード可能ですが、同じ項目でも複数のPDFにまたがる場合はどのようにしたら良いのでしょうか？

回答：連結して1つのPDFにしてアップロードをお願いします。

Q2-1 会員ページにログインした後の、暫定指導医 2025 年度申請（申請資格 II）に必要な書類をアップロードする際に、「認定医の資格を証明するコピー」がアップロード必須となっています（下記のキャプチャー画像ご参照ください）。必要書類としないのであれば、必須扱いを外していただく必要があるかと考えます。

Q2-2 申請資格 II で申請を行う場合、基本領域学会の専門医もしくは認定医の資格は必須なのでしょうか。申請資格の説明においては必要な条件として記載されておきませんが、必要書類においては提出書類の一つとなっております。

回答：暫定指導医申請には認定医、専門医の資格は不要ですので必須の記載を削除いたしました。ご指摘ありがとうございました。

Q3 暫定指導医申請の 2025 年度 日本肺癌学会 暫定指導医・認定医 申請単位集計表についてです。アップロードする出席票は肺癌学会総会のみのように

Q&A

読み取れますが、関連学会総会(*1)、WCLC Annual Meeting、本法人支部学術集会の出席表、抄録等のアップロードは不要ととらえてよいのでしょうか？

もし必要とあれば、どこに紐付けするか、ご指示頂けると幸いです。

回答：様式2の単位表に記入されたものは原則すべてアップロードをお願いいたします。

ただし、アップロード場所は、各項目でファイルを1つしかアップロードできません。参加証については、学術集会もワークショップ、支部会、主催セミナー、関連学会総会、WCLC等、全てをひとまとめにしてPDF形式に変換し、アップロードをお願いいたします。

Q4 肺癌学会の参加証についてですが、コロナ以降、オンラインで参加していたのですが、参加証が必要になる状況を想定してなかったためダウンロードしておらず、手元にデータがありません。入金確認のメールは残っておりますが、それで代用可能でしょうか？

回答：総会などの参加証を保管しておらず証明が出来ない、というご相談を多くいただいております。

入金確認のメールに加え、プログラム等で参加の証明（筆頭演者、共同演者など）が出来れば代用可能としておりました。

Q&A

その他、第 62-64 回、第 65 回年次総会については下記の連絡先にご相談頂く

事で、参加証明を発行できるように対応いたしました。

参加証を紛失された方につきましてはこちらにご相談ください。

それ以前の参加証明の発行については対応が困難です。ご理解頂けましたら幸いです。

ん。

第 65 回日本肺癌学会学術集会

2024 年 10 月 31 日～11 月 2 日 パシフィコ横浜ノース

第 65 回 問い合わせ先：株式会社コンベンションリンケージ

jlcs2024@c-linkage.co.jp

第 64 回日本肺癌学会学術集会

2023 年 11 月 02 日～11 月 4 日 幕張メッセ

第 63 回日本肺癌学会学術集会

2022 年 12 月 01 日～12 月 03 日 福岡国際会議場/マリンメッセ福岡

第 62 回日本肺癌学会学術集会

2021 年 11 月 26 日～11 月 28 日 パシフィコ横浜ノース

Q&A

第 62-64 回 問い合わせ先：肺癌学会のお問合せフォーム

<https://www.haigan.gr.jp/contact/other/>

その他お問合せを選択してから“第〇〇回学術集会の参加証明の発行”をご依頼
ください。